

保 存 期 間 3 0 年

通達乙交総第472号

令和 6 年12月25日

本部内各部課長

警 察 学 校 長 殿

各 警 察 署 長

茨城県警察本部長

緊急自動車等の指定等に関する事務要領の制定について

緊急自動車及び道路維持作業用自動車（以下「緊急自動車等」という。）の指定及び届出確認（以下「指定等」という。）に関する事務については、緊急自動車等の指定等に関する事務要領の制定について（令和3年2月24日付け通達乙交総第75号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、道路維持作業用自動車の届出に係る対象車両の変更に伴い、同要領の一部を改め別添のとおり新たに制定したことから、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達については、廃止する。

記

主な改正点

- 1 第4 道路維持作業用自動車の取扱いのうち、政令第14条の2第1号に掲げる自動車から「工事標識車」を削除した。
- 2 その他用字用語を整理した。

別添

緊急自動車等の指定等に関する事務要領

第1 趣旨

この要領は、緊急自動車等の指定等に関し必要な事項を定める。

第2 緊急自動車等の指定等に関する事務の取扱いは、次のとおりとする。

1 緊急自動車等の指定に関する事務

(1) 指定申請受理手続

ア 検査未済自動車の用途及び設備に関する書類審査（仮審査）

茨城県公安委員会と関東運輸局茨城運輸支局長との申合せ（以下「申合せ」という。）により、緊急自動車等の指定を受けようとする自動車の検査（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する自動車の検査。以下同じ。）は、茨城県公安委員会が事前に当該自動車の用途及び設備（以下「用途等」という。）について行う書類審査（以下「仮審査」という。）を済ませたものについてのみ行うこととされていることから、交通部交通総務課長（以下「交通総務課長」という。）は、緊急自動車等としての検査が未済（以下「検査未済」という。）の自動車について茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号。以下「細則」という。）に規定する緊急自動車道路維持作業用自動車指定申請書（細則様式第11号。以下「指定申請書」という。）の提出を受けたときは、直ちに仮審査を行い、緊急自動車等の要件を備えていると認めるときは、仮審査済の証明として指定申請書の欄外に茨城県警察文書等取扱いに関する訓令（平成3年茨城県警察本部訓令第12号。以下「文書訓令」という。）様式第2号の本部受付印を押印し、指定申請書を申請者に返還する。

なお、自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）に対して検査未済の自動車に関する指定申請書を提出をする者があった場合には、交通総務課長に対して指定申請書を提出するよう教示し、警察本部へ持参することができない場合には、交通総務課長に連絡し、指示を受けること。

イ 緊急自動車等指定管理簿による管理

検査未済の自動車に関する指定申請書の提出を受けた場合、交通総務課長は、緊急自動車等指定管理簿（別記様式第1号。以下「指定管理簿」という。）に仮審査受付日等必要事項を記載し、緊急自動車等の仮審査受付状況を管理する。

指定管理簿の点検を月1回以上実施し、仮審査終了後、緊急自動車等としての検査後の指定申請書の提出が未了のものを把握して申請者に対する指導を行うこと。

ウ 緊急自動車等の指定申請の受理

緊急自動車等の指定申請は、指定を受けようとする自動車が緊急自動車等としての検査を受けているもの（以下「検査済」という。）である場合に限り受理することができる（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第114条第1項に規定する自衛隊の使用する自動車を除く。）。

交通総務課長は、当該申請について緊急自動車等の要件を満たしていると認める場合、緊急自動車指定証（細則様式第12号）又は道路維持作業用自動車指定証（細則様式第13号）（以下これらを「指定証」という。）を申請者に対し交付する。

交通総務課長は、指定申請書を受理したときは、指定管理簿に、指定証を交付したときは、緊急自動車等指定台帳（別記様式第2号。以下「指定台帳」という。）に必要事項を記載し、緊急自動車等の適正な管理に努める。

エ 管轄警察署長を経由して申請を受理する場合の措置

管轄警察署長は、指定申請書の提出があった場合には、速やかに関係書類を交通総務課長宛てに送付する。

指定申請書の送付を受けた交通総務課長は、緊急自動車等の要件を満たしていると認める場合、指定証を申請者に対し交付する。

(2) 指定証の記載事項の変更

交通総務課長は、指定証の交付を受けた者から緊急自動車道路維持作業用自動車指定証等記載事項変更届（細則様式第17号。以下「記載事項変更

届」という。)の提出を受けたときは、指定台帳に必要事項を記載するとともに、新たな指定証を交付する。

(3) 指定証の再交付

交通総務課長は、指定証の交付を受けた者から緊急自動車道路維持作業用自動車指定証等再交付申請書（細則様式第18号。以下「再交付申請書」という。）の提出を受けたときは、指定台帳に必要事項を記載するとともに、新たな指定証を交付する。

(4) 指定証の返納

交通総務課長は、指定証の交付を受けた者から緊急自動車道路維持作業用自動車指定証等返納届（細則様式第19号。以下「返納届」という。）の提出を受けたときは、指定台帳に必要事項を記載する。

2 緊急自動車等の届出確認に関する事務

(1) 届出受理手続

ア 検査未済自動車に関する届出の受理（仮審査）

検査未済の自動車に関する届出受理は、第2 1 (1)アの検査未済自動車の用途等に関する書類審査（仮審査）に係る取扱いに準じて行うので、管轄警察署長は、検査未済の自動車について緊急自動車道路維持作業用自動車届出書（細則様式第14号。以下「届出書」という。）の提出があった場合、直ちに当該届出に関する仮審査を行い、当該自動車が用途等についての緊急自動車等の要件を備えていると認めるときは、仮審査済の証明として届出書の欄外に文書訓令様式第3号の警察署の受付印を押印し、届出書を届出者に返還する。

イ 緊急自動車等届出確認管理簿による管理

検査未済の自動車に関する届出書の提出を受けた場合、管轄警察署長は、緊急自動車等届出確認管理簿（別記様式第3号。以下「届出確認管理簿」という。）に仮審査受付日等必要事項を記載し、緊急自動車等の仮審査受付状況を管理する。

届出確認管理簿の点検を月1回以上実施し、仮審査終了後、緊急自動車等としての検査後の届出書の提出が未了のものを把握して届出者に対する

指導を行うこと。

ウ 交通総務課長による仮審査の実施

警察本部に対し検査未済の自動車について届出書の提出をする者があった場合には、交通総務課長は仮審査を行うことができる。

交通総務課長が仮審査を行ったときは、その旨を速やかに管轄警察署長宛てに連絡する。

エ 緊急自動車等の届出の受理

緊急自動車等の届出は、届出をしようとする自動車が検査済である場合に限り受理することができる。

管轄警察署長は、当該届出が法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、交通総務課長に連絡して交付番号を取得した上で、緊急自動車届出確認証（細則様式第15号）又は道路維持作業用自動車届出確認証（細則様式第16号）（以下これらを「届出確認証」という。）を届出者に対し交付する。

交通総務課長は、緊急自動車等届出確認台帳（別記様式第4号）に必要な事項を記載し、緊急自動車等の適正な管理に努める。

(2) 届出確認証の記載事項の変更

管轄警察署長は、届出確認証の交付を受けた者から記載事項変更届の提出を受けたときは、届出確認管理簿に必要な事項を記載し、新たな届出確認証を交付するとともに、速やかに交通総務課長に連絡する。

(3) 届出確認証の再交付

管轄警察署長は、届出確認証の交付を受けた者から再交付申請書の提出を受けたときは、届出確認管理簿に必要な事項を記載し、新たな届出確認証を交付するとともに、速やかに交通総務課長に連絡する。

(4) 届出確認証の返納

管轄警察署長は、届出確認証の交付を受けた者から返納届の提出を受けたときは、届出確認管理簿に必要な事項を記載するとともに、速やかに交通総務課長に連絡する。

第3 地方公共団体の保有する消防用自動車の取扱い

地方公共団体の保有する消防用自動車のうち、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第13条第1項第1号に掲げる自動車に該当するものは次のとおりとする。

広報車（火災その他の現場で避難誘導に用いるものに限る。）、ポンプ車、はしご車、水槽車、化学車、放水塔車、司令車、先行車、空中作業車、排煙車、高発泡車、照明車、電源車、林野火災工作車、空気充填車、ポンプ積載車、資機材搬送車、高所放水車、放水砲車、消火剤投入車、無線車、破壊工作車、レッカー車、クレーン車、救助工作車、レスキュータワー車、耐熱救難車、耐熱救出車、震災救援車、多重情報処理車及び震災工作車

第4 道路維持作業用自動車の取扱い

道路維持作業用自動車のうち、政令第14条の2第1号に掲げる自動車に該当するものは次のとおりとする。

コンクリート破碎車、舗装版破碎車、路面切削機、ヒータブレーナ、モータグレーダ、ロードスタビライザ、ローラ類、トラクタシャベル、バックホウ、ショベルローダ、コンクリートミキサ、アスコン運搬車、路面補修車、骨材散布車、アスファルトフィニッシャ、アスファルトディストリビュータ、散水車、水タンク車、トンネル清掃車、路面清掃車、デリニュータ清掃車、ガードレール清掃車、側溝清掃車、草刈車、剪定車、排水管清掃車、凍結防止剤散布車、除雪トラック、除雪グレーダ、除雪ドーザ、ロータリ除雪車、スノーローダ、スノーメルタ、すべり抵抗測定車、大気汚染調査車、橋梁点検車、リフト車、クレーン車、レッカー車、応急作業車、交通規制車、ラインマーカ、維持用万能トラクタ、発電車、投光車及びはしご車

第5 運用上の注意

- 1 緊急自動車等の届出確認に関する事務は、原則として即日処理すること。
- 2 緊急自動車等の指定等の事務を行う場合には、指定等に係る自動車の用途等について十分確認すること。

緊急自動車等届出確認管理簿

[illegible]

※返納届・記載事項変更等の届出を受理した際は、備考欄に日付・変更事項等を記載すること。

別記様式第4号

緊急自動車等届出確認台帳

[illegible]